

令和元年5月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年5月10日（金） 午後1時30分から午後3時00分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	4 番	本山 圭司	5 番	有働 憲一	6 番 石原 由紀
	7 番	内田 耕臣	8 番	金栗 孝義	10 番 亀崎世志矢
	11 番	上妻美津子			
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（2名）

3 番	平山 正光	9 番	池田 好博
-----	-------	-----	-------
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（13名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一			
菊水西区域	坂本 正則			
緑区域	上妻 芳樹			
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学	渡辺 陽三	
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（4名）

庄山 慶司	福永 泰信	竹下 周三	牛島 繁
-------	-------	-------	------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条事業計画変更申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
議案第5号	空き家に付属した農地の指定について
議案第6号	令和元年度農作業等標準労働賃金について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長	松尾 修（兼庶務係長）
参 事	西川 佳孝
参 事	庄山 桂太郎
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和元年5月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。
本日は、11名中9名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
10番 亀崎委員 11番 上妻委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に 記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 11～18 について説明 ——

申請番号 11 贈与
申請番号 12 売買
申請番号 13 贈与
申請番号 14 贈与
申請番号 15 売買
申請番号 16 売買
申請番号 17 農業者年金にかかる使用貸借権再設定
申請番号 18 売買

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。
申請番号9 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 9 について説明 ——

申請番号9 所有権移転（売買）・一般住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

これまでも申請あった4区画の分譲地の4区画目の案件になります。
譲受人は、現在アパートで生活をされていますが、子供の成長に伴い、一般住宅として、転用されるものです。
給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ放流し、雨水は北側の排水路へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、既存の集落に接続して住宅を建てられるということで、許可可能と判断します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年3月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、まわりは全て宅地であり、周囲への影響はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号9について、猪口推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号9について、猪口 が報告します。
4月25日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、これまでも申請があった4区画の4区画目です。
菊水中央小学校から北東へ200m程にある畑で、現地は保全管理してありました。
給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は北側排水路に放流されます。周囲はすべて宅地であり、周辺に農地はありません。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

次に、申請番号10 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 10 について説明 ——
申請番号10 所有権移転（売買）・一般住宅

譲受人は、現在町外のアパートで生活をされていますが、実家に近い、父所有の申請地を譲受け、一般住宅として、転用されるものです。
給水はボーリングをし、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は雨水井に集水し、既存の側溝へ排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで「第1種農地」に該当し、原則として転用の許可をすることはできない農地となります。

しかし、集落に接続して住宅等を建築する場合には許可ができるという例外規定があり、申請地のほかに適当な代替地がないとも判断されますので、許可の対象となります。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年5月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側に農地がありますが、既に、同意を取ってあるということです。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号10について、三串推進委員 の報告をお願いします。

三串推進委員

申請番号10について、三串 が報告します。

4月25日に、池田委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、旧春富小学校から県道玉名八女線を北へ500mほど行った県道沿いの水田で、保全管理してありました。

ボーリングをし、合併浄化槽を設置し、雨水は集水して、側溝へながされるということでした。

東側に水田がありますが、既に、同意を取ってあるということで、問題はないと思います。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第3号「農地法第5条事業計画変更について」です。

申請番号2 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号2 について説明 ——

申請番号2 所有権移転（売買）・一般住宅

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

平成29年9月27日付けで、熊本県の農地法第5条許可が出ている案件の事業計画の変更による申請です。

譲渡人は、町外の不動産業の方です。当初、譲渡人は賃貸住宅の建設を予定されていましたが、他の自己所有地に建設することができ、目的を達成されました。

その後、譲受人の希望もあり、権利を継承し、譲受人が一般住宅の建設をされるものです。

譲受人は、現在、町内のアパートで生活をされていますが、申請地に一般住宅として、転用されるものです。

給水と排水は、町の上下水道を利用されます。雨水は、敷地全体を砂利敷きにし、自然浸透されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、上水道と下水道が埋設してある道路の沿道区域であり、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設（和水町立病院と和水クリニック）が存在する市街地の傾向が著しい区域にある「第3種農地」に該当しますので、原則、許可となります。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年1月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺は全て宅地と雑種地であり、支障はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号2について、2番 甲斐 会長代理 の報告をお願いします。

2番 甲斐 会長代理

申請番号2について、2番 甲斐 が、報告します。

4月25日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、和水町立病院から、北へ300mほどの畑です。現地は、保全管理してありました。周囲はすべて宅地と雑種地で、農地はありません。

事務局の説明どおり、譲渡人は、既に、賃貸住宅を他の土地に建築されており、計画変更は仕方がないものと思われます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第3号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第3号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。

今回、申請番号91と95 は、石原由紀 委員が関与される案件です。
議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、
総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 91・95 を除いて について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします

ただ今、事務局から、議案第4号について説明がありました。
申請番号91・95を除く、議案第4号の申請番号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号91・95を除く、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号91・95を除く、議案第4号については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号91・95 について、審議します。
石原由紀 委員、退室をお願いします。

議長 荒木

—— 石原由紀 委員、退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

議長 荒木

—— 事務局が、申請番号91・95 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

事務局 西川

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号91・95 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号 91・95 については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号 91・95 については、原案のとおり決定しました。
石原由紀 委員の入室を、お願いします。

—— 石原由紀 委員、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。
事務局の説明を、お願いします。

事務局 西川

議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」です。

—— 事務局が、申請番号1について説明 ——

「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第5条（指定の条件）を、
全て満たしています。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号1 について、坂本推進委員 の報告をお願いします。

坂本推進委員

申請番号1について、坂本が報告します。
5月8日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、内藤橋から、県道大牟田植木線を、北へ1.2キロほど行った西側に
ある畑で、現況は保安全管理してありました。
空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第5号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手
をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、議案第6号「令和元年度 農作業等 標準労働賃金について」を、議題とし
ます。事務局の説明をお願いします。

事務局 庄山

—— 事務局が、議案第6号 について説明 ——

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第6号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第6号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第6号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

(有働委員・柿原推進委員から、各々、農地流動化補助金について質問あり。)

他に無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

12ページを、ご覧ください。

農地法第18条（通知）ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。
今回、解約が2件です。

13ページを、ご覧ください。

報告第2号 「許可不要転用届」です。

14ページを、ご覧ください。

報告第3号 「農地改良届」です。

また、別紙で、今回の案件の一覧表を配付していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

事務局から、中央小学校校区の遊休農地化等について報告及び相談。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和元年5月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 11 番

会議録調製者 松尾 修
本誌（表紙除く） 10 頁